

## 資料 4

### クエン酸三エチルの食品健康影響評価に必要な補足資料

	補足資料	要求の理由
1	使用基準案のもととされている米国及び欧州連合における使用基準の根拠、経緯等を確認し、報告すること。	クエン酸三エチルの安全性評価に必要であるため。
2	使用基準案において言及されているグリセリン二酢酸エステル、グリセリン三酢酸エステル又はプロピレングリコールについて、使用基準改正の必要性を検討し、報告すること。	同上
3	上記 1～3 に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。	同上